

入札結果をお知らせします

(単位：円)

| 工事・委託業務名 | 落札業者名 | 落札価格 | 落札率 |
|-----------------------|------------------------|------------|---------|
| 入札日：令和2年11月27日 | | | |
| 普通河川古川の沢川 河川災害復旧工事 | ㈱田辺組 | 1,590,000 | 96.36% |
| 広富墓地災害復旧工事 | ㈱伊藤土建 | 1,490,000 | 94.90% |
| 日高総合支所庁舎暖房機設置工事 | ㈱尾関工業 | 3,380,000 | 96.02% |
| 令和2年度公営住宅解体工事(新栄団地) | ㈲中口建設 | 14,500,000 | 100.00% |
| 令和2年度公営住宅解体工事(表町団地) | ㈲中口建設 | 7,350,000 | 93.51% |
| 富川第2水源補完井戸整備工事(機械・計装) | 新栄クリエイト㈱ | 25,200,000 | 94.42% |
| 日高浄化センター汚泥貯留槽ほか補修工事 | 水ingエンジニアリング㈱ 北海道支店 | 3,200,000 | 95.24% |

(※落札金額に消費税等は含まれておりません)



工事期間中はご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。
【お問い合わせ先】 日高町役場 技術審議室 電話01456-2-6186



「大型はかり」の定期検査ご存じですか？

商店・工場・病院・調剤薬局・事業所および官公庁等で、取引や証明行為に使用する「はかり」は、その正確性を確認するため、計量法に基づく2年に1回の定期検査を受けなければなりません。

現在、日高町では、来年実施する検査に向けて、検査対象となる「はかり」の使用者について確認しています。

次に記載する「はかり」を新たに設置された方は、役場経済観光課までご連絡をお願いします。

●対象となる「はかり」

大型はかり(ひょう量1トン以上)

●報告が必要な場合

創業等によりはかりを新規購入した方

●報告期限

令和3年1月15日(金)

●既存のはかりを継続使用される方

令和元年度検査時に受験された方には別途連絡します。

▼お問い合わせ先

日高町役場経済観光課商工観光グループ
01456-2-6031

日高町中小企業融資制度のご案内

日高町内の中小企業等の育成振興及び経営の近代化を推進するため、町内で事業を営む企業または個人を対象にした「日高町中小企業融資制度」をご存じでしょうか。

この制度は、融資のために一定の要件がありますが、運転資金や設備投資のため有益にご利用いただけるものとなっておりますので、ぜひご活用ください。

■ 融資の対象

その事業が健全に育成されることが明らかな次のすべてに該当するもの

- (1) 常時使用する従業員の数が50人以下の会社又は個人
- (2) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に定める組合の組合員
- (3) 上記(1)または(2)に該当し、かつ、町内に独立した店舗(事業所)を有し事業を営んでいるもの及び新規開業、独立開業しようとするもので事業の継続性の高い中小企業者。ただし、遊興娯楽等の不急業種を除く。
- (4) 町税を完納しているもの

■ 融資の種類・条件

(1) 日高町中小企業振興資金

- ・ 資金の使途 運転資金及び設備資金とする。
- ・ 融資額 1企業につき、運転及び設備資金各1,000万円以内とする。
- ・ 融資期間 融資を受けた日から起算して運転資金は5年以内とし、設備資金は7年以内とする。ただし、設備資金に限り据置1年以内の期間を設定することができる。

(2) 日高町中小企業経営近代化資金

- ・ 資金の使途 店舗及び事業所等の新築、増築、改装等
- ・ 融資額 1企業につき、3,000万円以内とする。
- ・ 融資期間 融資を受けた日から起算して10年以内とする。ただし、据置期間を1年以内とすることができる。

■ お問い合わせ先

- ・ 日高町役場 経済観光課 電話 01456-2-6031
- ・ 日高町商工会 電話 01456-2-6301

■ お申し込み先

- ・ 苫小牧信用金庫 町内各支店
- ・ 北洋銀行 苫小牧中央支店

勤労者の皆様へ

資金の貸付け制度のご案内

日高町内に1年以上居住し、町税を完納している組織労働者又は中小企業及び団体の労働に従事している勤労者に対し、福利厚生と勤労意欲の増進及び労働力の定着化を図るため、本人又は家族の病気、災害、冠婚葬祭及び子弟の教育その他生活必需品の購入等に要する資金の貸付け制度があります。

貸付け条件の詳細やお申し込みについては北海道労働金庫へご連絡ください。

■ お申し込み先

北海道労働金庫 静内支店（新ひだか町静内青柳町1-2-8）
電話 0146-43-3111